



カーポートや物置等を 勝手に建築すると違反？

詳細は裏面へ 





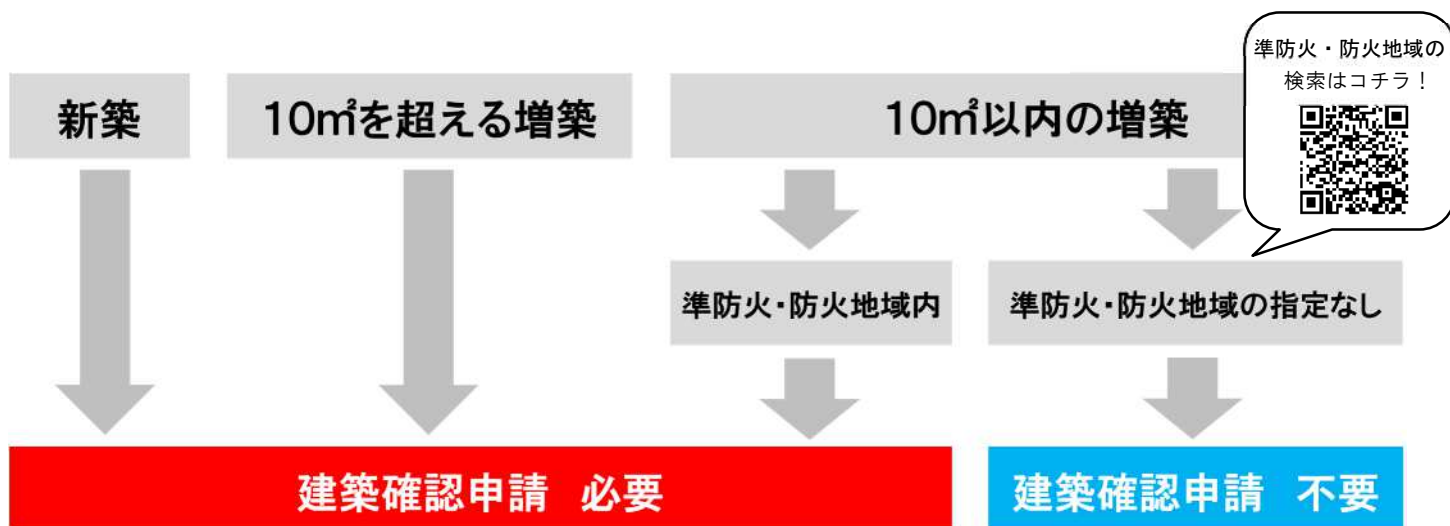
カーポート等の新築・増築は 建築確認申請が必要です！



カーポート、物置及びバルコニー等の建築物を新築・増築等する場合、当該工事に着手する前に建築確認申請※が必要です。（建築基準法において、土地に定着するもので、屋根及び柱もしくは壁を有するものは「建築物」と定義されています。）

ただし、建築する規模や地域によっては建築確認申請が不要となる場合があります。

※ 建築確認申請とは、「建築物の計画が建築基準法などの法令に適合しているかどうか」を確認するための手続きのことです。



手続・法令の注意事項

- 建築物の所有者等は建築物を適法に維持管理するよう努めなければなりません。
- 建築確認申請が不要の場合でも、建蔽率や容積率の最高限度を超過しないなど、建築基準法に適合させる必要があります。
- 完了検査後にカーポート等を増築する場合は、建築確認申請が必要であることを事前に確かめてから、工事を行ってください。
- 建築基準法に違反した建築物を建ててしまうと、違反を自らの責任で是正する必要があり、多額な費用がかかることがあります。
- 必ず、工事を始める前に建築士等の専門家に相談しましょう。